

洲本市長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市を代表して行う市政の円滑な運営を図るために必要な交際に要する経費(以下「市長交際費」という。)の適正な支出と透明性の確保を図るため、市長交際費の支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出の原則)

第2条 市長交際費は、公の行政執行のための経費であることに鑑み、その対象及び金額が社会通念上相当と認められる範囲において支出するものとする。

(支出の区分)

第3条 市長交際費の支出の区分は次の各号に掲げる区分とし、その意義は当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 祝い金 慶事、総会その他の各種行事における祝いに係る経費
- (2) 弔慰金 葬儀、法要等における香典、供花、供物等に係る経費
- (3) 見舞金 病気又は事故の見舞いに係る経費
- (4) 会費 会費等を必要とする会合等への出席に係る経費
- (5) 接遇費 市政の運営上必要な相手との対応、交渉又は懇談に係る経費
- (6) 手土産代 訪問若しくは行政視察の相手方、姉妹都市又は来客への手土産に係る経費
- (7) 賛助費 各種団体等の活動若しくは事業に対する賛助又は全国規模のスポーツ大会若しくは文化行事に出場する個人又は団体の激励に係る経費
- (8) 広告費 市政を広く内外に発信するための経費
- (9) その他 前各号に掲げるもののほか、市政の運営上、市長が特に支出する必要があると認める経費

(支出の基準)

第4条 市長交際費は、前条各号に掲げる支出の区分に応じ、別表第1及び別表第2に定めるところにより支出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、交際の趣旨、地域の慣習その他特別の事情によりこれにより難いと認めるときは、別に基準を定めることができる。

(支出の公表)

第5条 市長交際費の公表は、次に掲げる事項について行う。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、弔慰、見舞い等に係る市長交際費で相手方に特段の配慮が必要と認められるものについては、個人の氏名等を公表しないものとする。

3 市長は、市長交際費を支出したときは、その月における第1項の規定により公表すべき事項を取りまとめ、その翌月の末日までに、市のホームページに掲載するとともに、企画情報部企画課において縦覧に供するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、市長交際費の支出及び公表に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

| 支出の区分 | | 限度額 | 対象 | 備考 |
|-------|------------|--------------|-------------------|-----------------------|
| 祝い金 | 総会等祝い | 原則なし | 各種団体、地域等が行う総会等 | 懇親会に出席する場合は、会費相当額とする。 |
| | 栄典受章等祝い | 原則なし | 栄典を受章した個人又は団体等 | 祝賀会に出席する場合は、会費相当額とする。 |
| | しゅん工又は開所祝い | 原則なし | 民間団体等の施設のしゅん工又は開所 | 祝賀会に出席する場合は、会費相当額とする。 |
| | 周年記念祝い | 原則なし | 地方公共団体、民間団体等の周年記念 | 祝賀会に出席する場合は、会費相当額とする。 |
| | その他 | 原則なし | 個人、団体等が行う行事等 | 懇親会に出席する場合は、会費相当額とする。 |
| 弔慰金 | 別表第2のとおり | | | |
| 見舞金 | 10,000円 | 市政の推進に協力又は功績 | 見舞花等は実費とする。 | |

| | | | |
|------|---------|--------------------------------------|--|
| | | のあった個人、団体等の関係者 | 市の一般職に属する職員は対象外とする。 |
| 会費 | 10,000円 | 飲食を伴う団体、地域等が行う会合、総会等 | 一般参加者と同額とする。招待の場合であっても会費相当額とする。 |
| 接遇費 | 10,000円 | 姉妹都市等との交流会等 | |
| 手土産代 | 別途検討 | 姉妹都市等への手土産代等 | |
| 賛助費 | 10,000円 | 市民福祉の向上に資するものとして、活動の趣旨に賛同する団体等 | 金額の指定がある場合は別途検討する。 |
| | | スポーツ大会、文化行事等の全国大会等に出場する個人又は団体 | 金額の指定がある場合は別途検討する。 オリンピック等世界対会への出場に係るものについては別途検討する。 |
| 広告費 | 30,000円 | 市政を内外に知らせるための広告 | 金額の指定がある場合は別途検討する。 |
| その他 | 別途検討 | 市長が市政の運営上特に必要と認めるもの（せん別、記念品、激励に係る費用） | せん別、記念品については、国又は地方公共団体の特別職又は一般職に属する職員は対象外とする。 |

別表第2（第4条関係）

1 名誉市民、特別職非常勤職員、各種団体役員等

| 区分 | 故人 | | 弔電 | 供花等 | 香典等 | 備考 |
|----|-------|----|----|-----|---------|--------------------------|
| 1 | 名誉市民 | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | |
| 2 | 市議会議員 | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | 議長に係る香典にあつては、20,000円とする。 |

| | | | | | | |
|---|---|---------------------|---|------|---------|--|
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | ○ | 線香 | |
| | | 2親等の親 族 | ○ | | 線香 | |
| 3 | 市議会議員又は町議会議員であつた者 | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | |
| 4 | 執行機関の委員若しくは附属機関若しくは私的諮問機関の構成員、消防団員（分団長以上の階級にある者に限る。）、淡路公平委員会の委員、人権擁護委員、民生委員、児童委員、保護司、行政相談委員又は各種団体（市内の町内会、老人クラブ等）の連合体の会長 | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | |
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | | 線香 | |
| 5 | 消防団員（分団長以上の階級にある者を除く。） | 本人 | | ○ | 線香 | |
| 6 | 市政又は町政の推進に功績があつた者 | 本人 | ○ | 別途検討 | 5,000円 | |

備考 対象となる親族については、父母及び同居の親族に限るものとする。

2 特別職常勤職員その他の市職員等

| 区分 | 故人 | 弔電 | 供花等 | 香典等 | 備考 |
|----|--------------|---------------------|-----|-----|------|
| 1 | 特別職に属する常勤の職員 | 本人 | ○ | ○ | 別途検討 |
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | ○ | 線香 |
| | | 2親等の親 | ○ | | 線香 |

| | | | | | | |
|---|----------------------------|---------------------|---|---|---------|--|
| | | 族 | | | | |
| 2 | 一般職に属する常勤の職員 (教育職員を除く。) | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | |
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | ○ | 線香 | |
| | | 2親等の親 族 | ○ | | 線香 | |
| 3 | 教育職員(校長又は教頭に限 る。) | 本人 | ○ | ○ | 別途検討 | |
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | ○ | 線香 | |
| | | 2親等の親 族 | ○ | | 線香 | |
| 4 | 特別職に属する常勤の職員で あった者 | 本人 | ○ | ○ | 10,000円 | |
| | | 配偶者又は 1親等の親 族 | ○ | ○ | 線香 | |

備考 対象となる親族については、父母及び同居の親族に限るものとする。